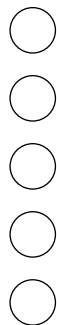


料金後納
郵便

親展



年未調整・確定申告で必要となる大切なお知らせです。

重要

社会保険料 控除証明書

(国民年金保険料)

開封前にもう一度あて名をご確認ください。
他人あての郵便物が届いた場合は、お手数ですが開封せず
「誤配達」と記入し、郵便ポストに投函してください。

差出人  **日本年金機構** 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号
Japan Pension Service

あて先不明の場合の返送先

〒

→ 社会保険料控除の申告の際は、こちらを切り取ってご使用ください。

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

被保険者氏名
住 所

令和7年中(令和7年1月1日から令和7年9月30日まで)に納付され
た国民年金保険料の額は、次のとおりであることを証明します。

証 明 日 令 和 7 年 1 0 月 1 日

歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長

印

【令和7年中の納付済保険料額】

社会保険料控除（年末調整・確定申告）を申告する方へ

- 「③合計額」を申告してください。
「③合計額」に記載がない方は、「①納付済額」を申告してください。
- 10月1日から12月31日までに、「納付状況の内訳」欄に「済」または
「見」が表示された納付対象月以外の保険料を納付した場合は、
本証明書に加えて領収証書を添付のうえ、合算して申告してください。

①納付済額	納付済保険料の証明額	円
②見込額	10月1日から12月31日までに 納付が見込まれる保険料額	円
③合計額	①納付済額＋②見込額 (②見込額がある場合に表示)	円

納付状況の内訳

年	月	納付対象月											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

- 「済」は令和7年中に納付した月を、「見」は令和7年中に納付
が見込まれる月を示しています。
- 口座振替による納付の場合、11月分保険料（口座振替の早割の方
は12月分保険料）は、翌年の第1営業日が口座振替日のため、
翌年分の控除対象です。

令和7年1月1日から令和7年9月30日
までに納付した保険料額です。

以下の場合には表示されません。

- ・国民年金第1号被保険者ではない場合
- ・令和8年3月または令和9年3月までの
保険料を前納している場合
- ・令和7年4月から8月分の保険料に未納
期間がある場合（口座振替または
クレジット納付の方を除く） など

音声コード

※上のマークは音声コードです。
このお知らせに関する内容を
音声で聞くことができます。

